

## 目 次

1. はじめに	2
(1)研究の目的	2
(2)研究の方法	2
2. 和歌山県下の自治体の概況	3
(1)県および市町村の人口	3
(2)市町村の数	4
3. 和歌山県下の自治体の条例制定状況	4
(1)全体状況	4
(2)個人情報保護条例	6
(3)情報公開条例	8
(4)行政手続条例	10
4. 和歌山県下の自治体の情報公開条例	10
(1)和歌山県公文書の開示に関する条例	10
一 はじめに	
二 条例制定までの検討過程	
三 制度の特徴	
四 制定後の運用状況	
(2)和歌山市公文書公開条例	15
一 はじめに	
二 条例制定までの検討過程	
三 制度の特徴	
四 制定後の運用状況	
(3)湯浅町公文書の開示に関する条例	17
5. おわりに	17
(注)	18
資料① 和歌山県公文書の開示に関する条例	19
資料② 和歌山市公文書公開条例	24
資料③ 湯浅町公文書の開示に関する条例	30

## 1. はじめに

### (1) 研究の目的

地方の時代といわれ、あるいは地方分権が叫ばれ、1995年5月には地方分権推進法が制定された。戦後わが国は中央集権体制をとり、政治ないし行政において権力の集中が見られ、これによる弊害が近年非常に目立つようになった。日本国憲法の下で地方自治が保障されているにもかかわらず、自治体は、機関委任事務や国庫補助金によるコントロールを通じて、実際にはあたかも中央省庁の下部行政機関であるかのような面が多々見られるのである。

こうした中で地方分権が推進されるとするならば、問題として浮上するのが分権の受け手である地方自治体の問題である。

日本国憲法で保障される地方自治体の権能の中で最も重要なものの一つに第94条の条例制定権がある。

和歌山県下の自治体において、この条例制定権はどのように行使され、機能しているのだろうか。

和歌山県下の自治体においては、いくつかのユニークで興味深い条例も個別的には若干知られているが、全体的な制定状況はあまり研究されていないように思われる。

そこで、本研究では①県下の自治体の条例制定権行使の実態をまず把握し、次に、②特に個人情報保護、情報公開、行政手続きに関する条例の制定及び運用状況を見て、最後に、③それらの分析から問題点を明らかにした上で若干の考えを述べてみようと思う。

### (2) 研究の方法

まず、県および50市町村の計51の自治体に対し、それぞれの自治体における条例制定状況についての実態を把握するためのアンケート調査を行った。

このアンケート調査では、和歌山県のみならず全国の各自治体において現在大変重要かつ緊急の政策課題だと思われる三分野、すなわち、個人情報保護、情報公開、行政手続きに関する制度ないし条例についての質問を行い、それに関する資料も収集した。

アンケート調査の結果、特に、情報公開条例に力点を置いて本研究を進めることが妥当だと思われたため、現在条例を制定している三つの自治体に対して更に資料収集やヒアリング調査を行った。

なお、アンケート調査の回収状況は、次の表の通りである。

以下では、これらの調査結果や収集した資料等を基に研究を進めていくことにする。

	県	市	町	村	計
調査依頼数	1	7	36	7	51
回収数	1	5	27	6	39
回収率	100%	71.4%	75.0%	85.7%	76.5%

〈表-1〉アンケート調査の回収状況

## 2. 和歌山県下の自治体の概況

### (1) 県および市町村の人口

平成7年10月1日現在の和歌山県の人口は、108万481人である。これは、5年前と比べると6,156人(0.57%)増加している。

昭和30年(1955)	1,006,819人
35年(1960)	1,002,191人
40年(1965)	1,026,975人
45年(1970)	1,042,736人
50年(1975)	1,072,118人
55年(1980)	1,087,012人
60年(1985)	1,087,206人
平成2年(1990)	1,074,325人
7年(1995)	1,080,481人

〈表-2〉和歌山県人口の推移

和歌山県人口は、昭和35年以降増加を続け、昭和60年のピーク時には1,087,206人であったが、平成2年には減少に転じていた。

平成7年に人口が再び増加に転じたのは、社会移動による人口増加が原因である。これまで自然動態による人口増減は、出生者数が死亡者数を上回る人口増の状態が長く続いていたが、平成7年ではマイナス114名となった。他方、社会移動による人口増減は、転出者数が転入者数を上回る人口減の状態が長く続いていたが、平成4年以降は、逆に人口増の状態が続いており、平成7年では2184名の増加となっている。

今後は当分の間、自然減を社会増で補い、全体として増加する傾向を見せるのではないかとされる。但し、一部の例外を除き、郡部の自治体では人口が減少傾向にあるのも事実である。

	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口		
			総 数	男	女
県 計	4,723.75	365,756	1,080,481	513,491	566,990
市 計	675.92	229,107	661,778	314,482	347,296
町 村 計	4,047.83	136,649	418,703	199,009	219,694
和歌山市	207.64	139,758	393,951	187,732	206,219
海南市	61.35	15,839	47,191	22,008	25,183
橋本町	110.18	15,529	53,472	25,664	27,808
有田市	36.91	10,187	34,283	16,207	18,076
御坊市	43.78	9,277	28,510	13,799	14,711
田辺市	136.40	24,883	70,237	33,301	36,936
新宮市	79.66	13,634	34,134	15,771	18,363
下津町	39.83	4,418	15,440	7,356	8,084
野上町	38.56	2,711	8,956	4,195	4,761
美里町	89.45	1,576	4,424	2,031	2,393
打田町	48.45	4,325	14,635	6,927	7,708
粉河町	77.73	4,832	17,015	8,056	8,959
那賀町	28.12	2,732	9,103	4,290	4,813
桃山町	51.75	2,353	8,026	3,795	4,231
貴志川町	22.49	5,927	20,018	9,648	10,370
岩出町	38.50	12,956	41,549	20,245	21,304
かつらぎ町	104.29	6,314	21,393	10,133	11,260
高野町	20.06	5,108	15,860	7,519	8,341
九度山町	44.19	1,939	6,661	3,132	3,529
高野町	137.08	2,544	6,385	3,534	2,851
花園村	47.44	267	659	320	339
湯浅町	20.80	5,108	16,067	7,554	8,513
広川町	65.23	2,536	8,735	4,197	4,538
吉備町	36.37	3,730	14,111	6,799	7,312
金屋町	119.44	2,877	10,081	4,760	5,321
清水町	195.96	2,093	5,511	2,587	2,924
美浜町	12.79	3,015	8,919	4,117	4,802
日高町	46.39	2,181	6,926	3,296	3,630
由良町	30.70	2,532	8,055	3,858	4,197
川辺町	75.97	1,836	6,790	3,220	3,570
中津村	87.02	841	2,504	1,207	1,297
美山村	168.62	886	2,262	1,074	1,188
龍神村	255.13	1,669	4,642	2,271	2,371
南部川村	94.18	1,595	6,663	3,185	3,478
南部町	26.08	2,569	8,244	3,927	4,317
印南町	113.60	2,953	10,077	4,844	5,233
白浜町	64.70	7,808	19,731	9,182	10,549
中辺路町	211.95	1,519	3,863	1,875	1,988
大塔村	219.06	1,217	3,285	1,590	1,695
上富田町	57.49	4,480	13,752	6,644	7,108
日置川町	136.31	1,923	5,185	2,463	2,722
すさみ町	174.70	2,395	6,066	2,828	3,238
串本町	89.75	6,342	16,378	7,597	8,781
那智勝浦町	183.46	7,980	19,942	9,179	10,763
太地町	5.95	1,511	3,907	1,734	2,173
古座町	45.99	2,421	6,139	2,798	3,341
古座川町	294.52	1,674	3,884	1,788	2,096
熊野川町	175.47	888	2,144	1,033	1,111
本宮町	204.06	1,754	4,123	1,946	2,177
北山村	48.21	314	593	275	318

〈表-3〉和歌山県下自治体の面積及び人口(平成7年10月1日現在)〔県統計課の統計年鑑による〕

(2) 市町村の数

県下の自治体のうち、市の数は7であり、町村の数は43である。  
合計50の市町村を、人口規模別に分類すれば、以下のようになる。

市		町 村	
10万人以上	1	3万人以上	1
5万~99,999人	2	2万~29,999人	2
3万~49,999人	3	1万~19,999人	12
3万人未満	1	5千~9,999人	16
		1千~4,999人	10
計	7	1千人未満	2
		計	43

〈表-4〉和歌山県下の市町村の数

この表は、和歌山県統計課「1995年国勢調査速報」に基づき作成したものである。

市について言えば、和歌山市の人口は約39.4万人であり、これは県全体の36.5%を占めている。和歌山市を除く6市は全て10万人以下であり、それらの合計人口は、約26.8万人であり、県全体の24.8%にあたる。

43の町村の人口は、合計約41.9万人であり、これは県全体の38.8%にあたる。

以上のことからわかるように、市域に県全体の61.2%の人が住み、その約6割が和歌山市の住民ということになる。従って、和歌山県下の市町村においては、人口の上からも圧倒的に和歌山市の影響力が大きいことが予測できる。

3. 和歌山県下の自治体の条例制定状況

(1) 全体状況

アンケート調査を平成8年7月に実施したところ、51自治体のうち39自治体から回答を得られた。回収率76.5%であり、その内訳については既に1.(2)のところで表にしている。

アンケートでは、まず、「貴地方公共団体では1年間にどれ位の数の条例が制定されていますか。」と尋ねた。その際、①最近1年間の数、および②最近5年間の年平均の数、を尋ねた。その回答は、次の表の通りである。

		市														町 村					
		県	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
①	1年間の数	63	55	*9	*4	*5	25	3	24	4	28	6	1	27	2	*5	8				
②	年平均の数	54	56	*7	*4.4	*4	25	2	28	4	28	5	3	16	7	*3	8				

  

		K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	ZZ	村					
		A	B	C	D	E	F																	
①		5	3	4	4	4	8	5	3	3	*8	6	29	32	27	7	*3	0	*5	1	5	5	4	3
②		4	1.8	2	5	8	10	3	3	2.4	*4	3	28	28	23	3.4	*3.6	2	*3.2	6	6	4	3	3

(\*は新規のみの数)

〈表-5〉各自治体の条例制定数

この結果を分析する前に反省しなければならない点がある。それは、この数字が新規の条例制定数なのか、或いは改正や廃止のための条例の数を含んでいるのかが不明確なことである。

一部の自治体では、それらの区別を明確にした回答もしていただいたが、全体としては幾分あやふやなものとなってしまった。この責任は、アンケートの設問がまずかった私にあり、今後は注意するつもりである。

このような留保つきではあるが、結果を見てみよう。

県の63というのは、一部改正条例を含む数であり、新規のみの数はわからない。

市では、約20～50くらいである。但し、新規の条例は、そのうちの4～5という市もある。

町では、20～30というのが6自治体(22%)あった。他方で、1桁の数という回答が21自治体(78%)であった。

村では、約3～5であるが、これは多分、新規のみの数であろう。A村では、全部を含めると年間21という回答が寄せられている。

上記の留保つきではあるが、大体のところ、年間5件前後の条例が制定され、一部改正や廃止のための条例を含めると20～30の条例が制定されているように思われる。この数が多いのか、少ないのか、客観的基準はない。

そこで、次に「貴地方公共団体では条例の制定が活発だと思いますか」という質問を試してみた。その結果は次の通りである。

①活発である .....	1	(3.2%)
②やや活発である .....	10	(32%)
③あまり活発ではない .....	16	(52%)
④全く活発ではない .....	2	(6.5%)
⑤普通 .....	2	(6.5%)
計 .....	31	
無回答 .....	8	

〈表-6〉各自治体の条例制定活発度

この回答によれば、約半数の自治体は、あまり活発ではないと思っていることになる。しかし、約3分の1の自治体は、やや活発だと考えていることがわかる。なお、無回答の理由として、「活発」とはどのような状態をいうのか、他の自治体と比較したこともないのでわからないというのがあった。この設問は、客観的なものではなく、感覚的な回答を期待したものであった。しかし、そうだとすれば、回答者の立場によって異なった結果が出たかもしれない。実際にこのアンケート調査に記入していただいたのは、各自治体の総務課の担当者の方が多かった。もし仮に、議会事務局の担当者の方であったら別の結果になっていたかもしれないということを付記しておく。

## (2) 個人情報保護条例

以上で、県下の自治体における条例制定の現在の全体状況が或る程度明らかになったといえる。

次に、個別の分野における条例制定状況をみていくことにする。具体的にどの分野をとりあげるかについては、様々な考えがあり得るだろうが、本調査においては、現今の自治体にとって緊急に必要不可欠と思われる三分野を選んでみた。すなわち、いわゆる個人情報保護、情報公開、行政手続の三分野に関する条例（要綱、規程を含む）である。

これら三分野については、国レベルの法律、都道府県及び市町村レベルの条例により、すでに制定されているものと、そうでないもの、或いは近年多くの自治体で制定されつつあるものなど、いろいろの状況にある。

まず、個人情報保護の分野についてであるが、わが国においては<sup>(1)</sup>、1961年に「宴のあと」事件がおき、それに関する1964年9月28日の東京地裁判決（下民集15巻9号2317頁、判時385号12頁）においてプライバシー権の侵害が問題としてとりあげられることによって一般的に議論が展開されるようになった。さらに1970年代前半においては、国民総背番号制に対する反対運動としてプライバシー保護運動が展開された。

このような状況の下で、1975年に東京都の国立市電子計算組織運営条例が制定された。これは、行政機関における電子計算機利用に伴うプライバシー保護に関する条例いわゆる電算条例と呼ばれるものである。

その後、電算（コンピュータ）処理される個人情報のみでなく手作業（マニュアル）処理される個人情報も保護の対象とする福岡県の春日市個人情報保護条例が1984年に制定された。このような条例は、従来のいわゆる電算条例と異なっており、今日的な個人情報保護条例と呼ぶことができる。

国レベルにおいては、1988年（昭和63）12月16日に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法が制定・公布され、その後施行されている。

都道府県レベルのこの分野に関する対応は、市町村レベルよりも遅れて、1990年に初めて、神奈川県個人情報保護条例が制定された。この条例は、電算処理の個人情報と手作業処理の個人情報の双方、及び公的部門（パブリック・セクター）保有の個人情報と民間部門（プライベート・セクター）保有の個人情報の双方を対象とする総合的な個人情報保護条例である。

さて、和歌山県下の自治体においては、個人情報保護に関する条例の制定状況はどのようなものであるのか。

上記のいわゆる個人情報保護法（昭和63年12月16日法律第95号）第26条は、「地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定している。そこで、このような個人情報保護措置、いわゆる電算条例等の有無を尋ねてみた。

①条例を定めている .....	6	(15.3%)
②規程、要綱等を定めている .....	11	(28.2%)
③定めていない .....	22	(56.4%)
計 .....	39	

〈表-7〉各自治体の電算条例等の有無

回答によれば、法形式が何であれ、何らかの個人情報保護措置(いわゆる電算条例等)を設けている自治体は、17(43.6%)である。それらは、条例、規程、規則、要綱、要領という形式で制定されている。

17の自治体の内訳を見てみると、5の市のうち3市(60%)、27の町のうち13町(48%)、6の村のうち1村(17%)で制定されており、県では定められていない。

電算条例等を定めていない理由を尋ねたところ、

- ・電子計算機の導入をしていない
- ・電算処理システムが未整備
- ・公文書管理に関する態勢が整っていない
- ・必要に迫られていない
- ・近隣自治体が条例を制定していない

等の回答があった。

更に、電算条例以外に、手作業(マニュアル)処理される個人情報も保護の対象とする今日的な個人情報保護条例ないし総合的な個人情報保護条例等を定めているかどうかを尋ねたところ、次の表の通りであった。

①条例を定めている .....	0	(0%)
②規程、要綱等を定めている .....	0	(0%)
③定めていない .....	26	(68.4%)
④その他(検討中など) .....	12	(31.6%)
計 .....	38	
無回答 .....	1	

〈表-8〉各自治体の個人情報保護条例等の有無

昭和62年4月1日施行の大阪府の高槻市個人情報保護条例や、平成8年10月1日施行の大阪府個人情報保護条例は、いわゆる総合的な個人情報保護条例であるが、最近のものは、このような条例が必要であると思われるし、次第に増えてきている。

しかし、和歌山県下においては、表を見てわかる通り、このような条例等をもつ自治体は現在のところ1つもない。

定めていない理由を尋ねたところ、

- ・情報公開制度と並行して検討していきたいと考えている

- ・他の法律（地公法の守秘義務）等に対応している
  - ・各条例、規則において閲覧、照合、証明、交付等について禁止事項があり、これにより保護できる
  - ・必要に迫られていない
  - ・戸籍、住民基本台帳等各々の条例において対応している
  - ・近隣自治体が条例を制定していない
  - ・附近町村および県下の状況を参考に、検討していく予定
- 等の回答があった。

他方、約3割の自治体では、検討中としており、将来制定される可能性があるのは喜ぶべきであろうか。

なお、都道府県レベルでは、18自治体で何らかの個人情報保護条例等が制定されており、和歌山県でも現在検討中とされている。

### (3) 情報公開条例

わが国で情報公開という概念が意識的に使われるようになったのは1970年代後半であり、その基本理念である「知る権利」については、1972年の外務省秘密電文漏洩事件や1976年のロッキード事件を契機に議論が盛んになった<sup>(2)</sup>。

1982年（昭和57）3月に、わが国最初の情報公開条例である山形県の金山町公文書公開条例が制定され、翌月から施行された。

都道府県レベルでは、同年10月に「神奈川県の情報公開の機関の公文書の公開に関する条例」が制定され、翌年4月から施行されている。

以来15年、各地の自治体において情報公開条例が制定されてきた。自治省の調べによれば、1996年4月1日現在、都道府県レベルではすべての自治体（要綱が3）が、政令市レベルではすべての自治体が、中核市の大半が条例を定めている。しかし、その有無の比率は、要綱を含めても県庁所在市レベルでは31（約67%）、市全体では204（約30%）、町レベルでは59（3%）、村レベルでは3（0.5%）の自治体にとどまり、全国3,243の市町村全体では約8%だという<sup>(3)</sup>。

国レベルにおいても行政情報公開が推進されてきた。1993年12月には、総理府に行政改革委員会が設置され、その下に行政情報公開部会が置かれた<sup>(4)</sup>。同部会は、1996年1月「情報公開法についての検討方針」を取りまとめ、各方面からの意見を広く求めるため、同年4月24日「情報公開法要綱案（中間報告）<sup>(5)</sup>」を公表した。その後、同年11月1日に、同部会は、最終報告<sup>(6)</sup>を公表し、それに基づきいわゆる親委員会である行政改革委員会での審議の後、同委員会は、同年12月16日に内閣総理大臣に最終答申を行った。現在、政府は総務庁に情報公開法制定準備室を設置して実質的な作業を行っており、情報公開法案の1997年度中の国会提出を目指している。

さて、和歌山県下の自治体においては、情報公開制度はどのような状況にあるのかについて、尋ねてみた。

①条例を定めている .....	3	(7.7%)
②要綱等を定めている .....	0	(0%)
③定めていない .....	22	(56.4%)
④その他（検討中など） .....	14	(35.9%)
計 .....	39	

〈表－9〉 各自治体の情報公開条例等の有無

回答によれば、情報公開条例を定めているのは、和歌山県、和歌山市および湯浅町の3自治体だけであるが、この割合（7.7%）は全国平均並みである。

まず和歌山県が「和歌山県公文書の開示に関する条例」（平成5年3月30日公布、10月1日施行）を定め、次に和歌山市が「和歌山市公文書公開条例」（平成5年12月21日制定、平成6年7月1日施行）を作り、その後湯浅町が「湯浅町公文書の開示に関する条例」（平成8年3月27日制定、7月1日施行）で続いた。これらについては、4. のところで個別に扱うことにする。

条例、要綱等を定めていない理由を尋ねたところ、

- ・本市では各課において文書を保管しているため、対応が難しい
- ・先進都市の動向を参考にしたうえで、進めていきたいと考えている。
- ・制定に当たっては、現存公文書を更に整理、把握する必要があり、またそれらの文書を保管する書庫の確保に努めているところである
- ・文書管理を整備中である
- ・本町のような小さな自治体では、他に先んじて制定することは困難
- ・周辺町村の制定状況を検討しながら考えていく予定
- ・公文書の一部が未整理のため、整理できしだい定める予定
- ・近隣の町と調整をとりながら行う予定
- ・近隣の他町村と検討中
- ・OA化等に伴う文書管理体制の研究中のため

との回答があった。

また、14（36%）の自治体が検討中としており、次第に条例化がなされていくのかもしれない。

情報公開に関する制度については、すでに実施し実績を積み重ねている自治体と、そうではない自治体との間には、大きな隔たりがあるように思われる。

文書管理についての問題など検討すべき課題は多いが、食糧費の不正使用問題を契機に昨年以降、情報公開制度の利用や期待が全国的に非常に高まっているのを見ても、その必要性は是認できるのではないだろうか。

#### (4) 行政手続条例

1993年(平成5)11月12日「処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」(1条)行政手続法が制定され、翌1994年10月1日から施行された。

同法第38条によれば、「地方公共団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、既にすべての都道府県で行政手続条例が制定されている。

県下の自治体の状況を見てみると、アンケート調査を行った1996年7月時点では、「和歌山市行政手続条例」(平成7年3月14日公布、8月1日施行)と、「和歌山県行政手続条例」(平成7年12月25日公布、8年4月1日施行)の2つだけで、他の自治体は、制定に向けて検討中という回答であった。

ところが、約2カ月後の9月末時点では、1県5市22町6村の計34自治体が行政手続条例を制定済みであった。

そして1997年2月時点では、41自治体に増え、残り10の自治体も同年3月末までに制定の見込みである。

行政手続条例は、1994年(平成6)10月の行政手続法施行後から制定されてきたのであるが、和歌山県下の自治体について言えば、最初の和歌山市条例からわずか2年間ほどですべての自治体が制定してしまうということになる。制定の速度が、情報公開条例などに比べて極めて速いと言わねばならない。もう一つの特徴は、行政手続については、すべて条例という法形式が選択されており、規則、要綱その他の法形式は、少なくとも県下の自治体ではとられていないことである。

### 4. 和歌山県下の自治体の情報公開条例

ここでは、県下の3自治体の情報公開条例を個別に見ていくことにする。

#### (1) 和歌山県公文書の開示に関する条例

##### 一 はじめに

開かれた県政を推進するために、県が持つ情報を県民に広く公開していこうとする情報公開制度として、公文書の開示と情報の提供の二つのシステムが設けられて、早くも4年になろうとしている。ここでは、「和歌山県公文書の開示に関する条例」(平成5年3月30日公布、同年10月1日施行)制定までの検討過程、制度の特徴、制定後の運用状況、文書開示関係の訴訟等についてみていく。

##### 二 条例制定までの検討過程

### ①情報公開調査研究会

1980年代に入ると、情報公開に対する関心が高まってきた。県庁内においては、広報公聴課、総務学事課、統計課、電子計算課の4課から成る情報公開調査のための準備グループが81年（昭和56）4月に発足した。そして同年10月には、行政情報の公開基準及び公開システムについての調査、研究を目的とする情報公開調査研究会が設置された。この研究会は、情報公開の制度化に向けて、文書編さん保存規程、文書管理規程等の文書管理システムと、資料室整備充実等の行政資料の一元化に関して具体的に検討を行うものであった。

### ②情報公開推進委員会

89年（平成元）11月になると、第二段階として県庁内に、情報公開に関する諸問題について調査、検討を行い、制度化を推進するために情報公開推進委員会が設置された。総務部長及び22名の関係課長から成る本委員会は、91年2月に「情報公開に関する検討報告書」を提出している。この中で、情報公開についての基本的な考え方を提示するとともに、制度実現に向けての課題をも指摘している。課題の第一として、制度化にあたって県民意思を反映させるため、懇話会を設置すること、第二に、行政情報は県民共有の情報という考え方への職員の意識改革の啓発、第三に、行政資料提供体制の整備、最後に、適正な文書管理が挙げられている。

本委員会は、92年11月に制度（案）を決定している。

### ③情報公開懇話会

情報公開の制度化に向け、制度の基本的なあり方やその主要課題等について検討するため、学識経験者及び県内各界から知事の委嘱を受けた委員16名から成る情報公開懇話会が91年（平成3）5月に発足した。そこでは、推進委員会がまとめた「情報公開に関する検討報告書」をもとに、他の都道府県の状況等をも参考にしながら、「知る権利」を県民に実定法上の権利として実現することが情報公開制度の基本的な課題であるという認識に立って検討がなされた。

本懇話会は、92年3月に、提言「和歌山県における情報公開制度のあり方について」を知事に提出している。

### ④制度の制定

93年（平成5）1月になると、和歌山県や市に情報公開条例制定の動きが出ているが、行政任せにせず市民が積極的にかかわるべきだとして、市民約20名が「情報公開を考える市民の会」を結成した。そこでは、県の懇話会の構成メンバーの中に一般市民が入っていない、経過や内容などが一切市民に知らされていない等の指摘がなされた<sup>(7)</sup>。

県は2月18日、条例案を2月県会に提案すると発表し、26日に提案した。

上記の市民の会は、3月16日、実施機関に議会や公安委員会も含めること、「知る権利」を条例に明記すること、「何人も」公文書を閲覧できること等11項目の陳情書を県会議長に提出した。

県議会の一般質問で条例案に触れたのは、18議員のうち3議員のみであり、総務委員

会でも審議時間はわずか10分足らずであった<sup>(8)</sup>。

和歌山弁護士会（会員57人）は、3月16日、知事などに、「知る権利」を明記すること、実施機関に議会を含めること、公文書は決裁を待たずすべて対象とすること等7項目について、条例案の改善を求める要望書を提出した。なお、同弁護士会は、1年前にも、要望書と同じ内容の条例案を独自に作り、知事らに提出していた。

結局、93年（平成5）3月23日、県議会は条例案を全会一致で可決した。3月30日、条例は公布、10月1日施行された。

県内では、初の情報公開条例であるが、都道府県レベルで40番目であった。近畿地方では奈良県だけが取り残されることになった。

### 三 制度の特徴

#### ①目的（1条）

本条例の目的は、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって開かれた県政を一層推進する」ことである。

「この条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにする」とは、この条例が、公文書の開示を求める県民の権利を創設するものであることを意味する<sup>(9)</sup>。本条例には、「知る権利」は明記されていない。県は、今回の条例は知る権利の具体化ではなく、条例ができたからこそ県民の公開請求権があるという考え方である。

#### ②実施機関（2条1項）

条例に基づき公文書の開示等を実施する機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者の10機関であり、議会や公安委員会は除外された。

#### ③対象情報（2条2項）

条例の対象となる「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

磁気テープ、フロッピーディスク、フィルム等は含まれないが、それらに記録された情報が文書化された場合には当該文書が対象となるのはもちろんである。

職員が職務を執行する過程で作成した下書き原稿、資料、メモ等は、その内容につき公的な判断がなされたものではなく、管理もされていないから、対象にはならない。

#### ④請求権者（5条）

県内に住所を有する個人、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体であって、「何人も」ではない。

#### ⑤開示・非開示決定（7条）

開示請求書を受理した日から起算して15日以内に開示するかどうかの決定をし、請求者に対し書面により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、期間内に決定をすることができないときは、受理した日から起算して60日を限度に決定期間を延長することができる。

#### ⑥非開示事項（9条）

公文書の開示を請求しようとする者の権利と、請求された公文書に情報が記録されている個人、法人、その他の団体の利益及び公益との調和の必要性から、以下のいずれかに該当する場合、原則公開の例外として、当該公文書を非開示とする権限が与えられたが、開示・非開示についての裁量権まで与えられてはいない。

- 1) 法令秘情報（法令又は条例の規定により、開示することができないとされている情報及び機関委任事務に関して主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示がある情報）
- 2) 個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報）
- 3) 事業活動情報（開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報）
- 4) 犯罪の予防、捜査等情報（開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報）
- 5) 国等関係情報（開示することにより、県と国等との協力・信頼関係が損なわれると認められる情報）
- 6) 合議制機関等関係情報（合議制機関等の会議に係る審議資料・議決事項・会議録等で当該機関等が非開示とした情報）
- 7) 意思形成過程情報（開示することにより、当該事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められる情報）
- 8) 行政運営情報（開示することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の公正・円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる情報）

#### ⑦費用負担（11条）

県民が本制度を容易に利用できるよう、公文書の閲覧については無料とした。しかし、公文書の写しの交付については、受益者負担の原則をとり、1枚につき30円としている。

#### ⑧和歌山県公文書開示審査会（12条・13条）

開示・非開示の決定に関して不服申立てがあった場合、請求権者と県以外の第三者の権利・利益の適正な保障のため、不服申立てに対する決定に際し、事前に公文書開示審査会への諮問を義務づけている。

審査会は、学識経験者を有する委員5人以内で組織されている。

実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

#### ⑨情報提供の推進（17条）

県民が必要とする情報を的確に把握するとともに、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう積極的な情報提供の推進に一層努めることとしている。

情報提供施策の一つとして、県庁2階に「情報公開コーナー」が設置され、自治体等の刊行物、統計書等が備えられている。

四 制定後の運用状況

①公文書の開示請求

制度が発足した平成5年度(10月1日から平成6年3月31日まで)、6年度および7年度の処理状況を、県総務部学事課の運用状況報告書をもとに表に作成してみると以下のようになる。

	請 求	決 定 件 数 等				
		開 示	部分開示	非 開 示	不 受 理	取 下 げ
平成5年度	215	75	136	1	2	1
6年度	25	17	0	6	0	2
7年度	(45) 8,576	(10) 1,199	(28) 7,364	(5) 8	(2) 5	0

※ ( ) は、請求内容別の件数

〈表-10〉 請求件数及び決定件数等の内訳

初年度は半年間で公文書の開示請求件数は215件であったが、一人で208件を請求した例があり、請求者はわずか7人に過ぎなかった。公開制度を設けている都道府県の平成4年度の平均は460件程度であるから、半年で215件というのは、まずまずの利用といえるかもしれない。

しかし、今後はこの制度をもっと工夫してPRする必要があるだろう。

②非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別内訳は、以下の通りである。2つ以上の非開示理由があるものは、すべての理由について集計している。

区分 (9条該当条項)	平成5年度	6年度	7年度
法令秘情報 (1号)	1	0	0
個人情報 (2号)	137	4	4,048
事業活動情報 (3号)	1	5	2,516
犯罪捜査等情報 (4号)	0	0	6,296
国等関係情報 (5号)	1	0	0
合議制機関等関係情報 (6号)	0	0	0
意思形成過程情報 (7号)	3	0	1,028
行政運営情報 (8号)	0	0	1,679
計	143	9	15,567

〈表-11〉 非開示理由別内訳

③不服申立ての状況

実施機関が行った公文書の非開示決定等に対する不服申立て (異議申立て) の状況は以下の通りである。

	異議申立 件数	処 理 状 況						
		全部認容	一部認容	棄 却	却 下	審査中	取下げ	その他
平成5年度	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	5	0	0	1	0	2	0	2
7年度	5	0	0	0	0	4	1	0

〈表-12〉 異議申立ての件数及び処理状況

## ④和歌山県公文書開示審査会の状況

平成6年度において審査会は計9回開催され、諮問第1号について答申がなされた。

平成7年度において計8回開催され、審議のうえ諮問第2号について答申がなされている。

## ⑤公文書開示関係の訴訟

和歌山県に關係する公文書開示關係の訴訟は、平成9年に1件提起され、現在裁判所に係属中である。

## (2)和歌山市公文書公開条例

## 一 はじめに

和歌山市は、県下の市町村としては最初に、情報公開条例を平成5年(1993)12月に制定した。

和歌山市の公文書公開制度は、原則公開、個人のプライバシーの保護、救済制度の確立、実効性のある制度の確立という4つの基本原則に従って制度化されている。

## 二 条例制定までの検討過程

## ①文書管理研究会

平成2年(1990)3月1日、文書管理研究会が設置され、情報公開制度の導入について検討を開始した。これは、各部局主管課長等で構成されるものであった。

役所内の他部局においても、先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査が進められた。

## ②情報公開推進委員会

平成4年(1992)6月、助役や各部局長で構成される情報公開推進委員会が設置され、その中に情報公開制度検討部会と、公文書管理部会とが設けられた。

## ③情報公開懇話会

平成4年(1992)12月、学識経験者15名から成る情報公開懇話会が設置された。

懇話会は、翌年5月に、先進地視察として大阪府堺市を訪問している。

平成5年7月、懇話会は、「和歌山市の情報公開制度化についての提言」を提出した。

ところで、平成5年2月、市が制定へ向けて取り組んでいる条例を市民レベルで考えようという「情報公開を考える市民の会」(会員17名)は、市長から条例内容について諮問を受け活動している本懇話会の傍聴を求める文書を市に提出した。これに対し、同懇

話会は、委員の自由な意見交換を妨げるなどの理由で原則非公開を決定し、傍聴を認めなかった。市民の会は、「市民の知る権利を保障する情報公開制度の重要性から、審議はできるだけ市民に開かれた形が望ましく、広く意見や要望を聞き、条例に反映させるべきだ」<sup>(10)</sup>と主張していた。

#### ④和歌山市民アンケート調査

市は、平成5年(1993)2月、市内在住の20才以上の市民から1,000人を無作為抽出し、情報公開についてアンケート調査を行った。回答率は37.1%だった。

それによれば、知りたい情報としては、市がこれから進めようとしている事業計画(76.6%)がトップだった。

非公開情報としては、個人プライバシー(94.6%)が最も高かった。

請求権者として、国内在住ならだれでもと答えたのは18.9%で、比較的少なかった。

#### ⑤制度の制定

結局、和歌山市公文書公開条例は、平成5年(1993)12月21日制定、平成6年(1994)7月1日施行された。

### 三 制度の特徴

#### ①目的(1条)

この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としている。

#### ②実施機関(2条1号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長である。

#### ③対象情報(2条2号)

平成6年(1994)4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真などであって、決裁、供覧などの手続が完了し、実施機関が管理しているものである。

#### ④請求権者(5条)

市内に住所・事務所等がある者、通勤・通学している者、及び実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者。

#### ⑤非開示事項(6条)

注目されるのは、公開しないことを条件として提供された情報であって、承諾なく公開することにより、協力・信頼関係が損なわれると認められる情報が入っている点である。

#### ⑥自己情報の公開(11条)

自己に関する情報は、本人に限って公開される。また、事実には誤りがある場合は、訂正の請求ができることになっている。

#### 四 制定後の運用状況

##### ①公文書公開請求の処理状況

平成6年度は、3件の請求に対し、公開が1件、取下げが2件であった。

平成7年度は、7件の請求に対し、公開が3件、部分公開が1件、非公開が1件、取下げが2件であった。

平成8年度は、現在まで、3件の請求に対し、公開が1件、却下が2件となっている。

##### ②不服申立ての処理状況

平成6年度にはなく、平成7年度は、2件の異議申立てに対し、取下げ1件、繰り越し1件であった。

平成8年度は、現在まで、新規の申立てはなく、繰り越した事件につき、棄却の決定が出されている。

#### (3)湯浅町公文書の開示に関する条例

湯浅町では、条例制定（平成8年3月）にあたっては前出の和歌山県条例を基盤にした条文を策定していること、そして施行（平成8年7月）後間もないということで、ここでは検討を留保し、別の機会に行いたい。しかしながら、県下の町村で初めて制定されたものという点は十分確認しておかねばならないだろう。

## 5. おわりに

以上で和歌山県下の自治体における条例制定状況を一応見終わったことになる。本研究は、個人情報保護、情報公開、行政手続について検討したものに過ぎない。しかも、特に情報公開条例を重点的に検討したものである。

このような限定付きの調査研究ではあるが、各自治体が条例についてどのように考え、どのように機能をもたせ、どのように意義づけているのかが少し見えて来たような気がする。また、条例を制定する際の方法、進め方、県民や市民との関係も、少しずつ明らかになってきている。

本研究では以上の程度しか明らかにすることができなかったが、次回においては本研究の反省の上に立ち、もう少し明確な姿を明らかにしたいと考えている。

本研究は、財団法人和歌山大学経済学部後援会の助成金を得て行われた。同後援会並びにアンケート調査、資料の提供等に御協力戴いた和歌山県及び各市町村の担当者の方々に謝意を表します。

(注)

- (1) 以下の記述は、堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」堀部政男編『ジュリスト増刊 情報公開・個人情報保護』（有斐閣・1994年）7頁以下を参考にした。
- (2) 堀部政男・前掲・3頁。
- (3) 藤原静雄「情報公開条例の運用状況と判例の動向」『法律のひろば』1996年8月号24頁。
- (4) この経緯については、井上宏「情報公開法要綱案（中間報告）について」『法律のひろば』1996年8月号4頁以下参照。
- (5) 『ジュリスト』1996年7月1日号48頁以下に資料として掲載されている。
- (6) 『自治研究』72巻12号（1996年）116頁以下に資料として掲載されている。
- (7) 1993年1月20日和歌山新報
- (8) 1993年3月23日朝日新聞
- (9) 和歌山県総務部総務学事課『公文書開示事務の手引』（1993年）1頁の〔解釈〕。
- (10) 1993年2月18日朝日新聞

## 資料①

## 和歌山県公文書の開示に関する条例

〔平成5年3月30日〕  
〔和歌山県条例第2号〕

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第16条）

第3章 情報提供の推進（第17条）

第4章 雑則（第18条—第20条）

附則

**第1章 総 則****（目的）**

**第1条** この条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する信頼を深め、県政への参加を促進し、もって開かれた県政を一層推進することを目的とする。

**（定義）**

**第2条** この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

3 この条例において「公文書の開示」とは、実施機関が次章の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

**（解釈及び運用）**

**第3条** 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

**（利用者の責務）**

**第4条** 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

**第2章 公文書の開示****（公文書の開示を請求できるもの）**

**第5条** 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(1) 県内に住所を有する個人

- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

**(公文書の開示の請求方法)**

**第6条** 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

**(公文書の開示の請求に対する決定等)**

**第7条** 実施機関は、前条の請求を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部に付いて公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に県以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該県以外のものの意見を聴くことができる。

**(公文書の開示の方法)**

**第8条** 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、請求者に対して、速やかに当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第10条の規定により公文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

**(開示しないことができる公文書)**

**第9条** 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当す

る情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき知事その他の執行機関の権限に属する国の事務に関する情報であって、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
  - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関（知事及び公営企業管理者を除く。）並びに県の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決により開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの
- (7) 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該

事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (8) 県の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

#### (公文書の部分開示)

**第10条** 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする

#### (費用負担)

**第11条** 第8条の規定により公文書(公文書を複製した物を含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

#### (不服申立てがあった場合の手続)

**第12条** 実施機関は、第7条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、和歌山県公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

#### (和歌山県公文書開示審査会)

**第13条** 前条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、和歌山県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定

める。

#### (他の制度との調整)

**第14条** 他の法令等の規定に基づき公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該公文書の閲覧又はその写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

#### (適用除外)

**第15条** この章の規定は、図書館その他の県の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

2 第5条から第13条までの規定は、平成5年3月31日以前に決裁又は供覧等の手続が終了した公文書については、適用しない。

#### (公文書の任意開示)

**第16条** 実施機関は、第5条各号に掲げるものから、前条第2項に規定する公文書で実施機関が定めるものについて公文書の開示の申出があった場合においては、これに응ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のもので実施機関が定めるものから、実施機関が定める公文書について公文書の開示の申出があった場合においては、これに응ずるよう努めるものとする。

3 第11条の規定は、前2項の規定による公文書(公文書を複写した物を含む。)の写しの交付について準用する。

### 第3章 情報提供の推進

#### (情報提供の推進)

**第17条** 実施機関は、県民が必要とする情報を的確に把握するとともに、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

### 第4章 雑 則

#### (公文書の検索資料の作成)

**第18条** 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

#### (実施状況の公表)

**第19条** 知事は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示について実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### (委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行する

## 資料②

## 和歌山市公文書公開条例

〔平成5年12月21日〕  
〔条例第33号〕

改正 平成7年3月14日条例第4号

## (目的)

**第1条** この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定められるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙監理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

## (実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

**第4条** この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使しなければならない。

- 2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に従い適正に使用しなければならない。

## (公文書の公開を請求できるもの)

**第5条** 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの  
(公開しないことができる公文書)

**第6条** 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令その他の定め（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人に生命、身体、健康、財産等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの、ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人に生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - イ 人の財産又は生活を、違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等（以下この号において「審議等」という。）の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に支障が生ずると認められるもの
- (4) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 市の機関が国等の機関との間における協議、依頼、委員等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(7) 公開しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(8) 法令又は条例の規定により公開することができないと認められる情報

(公文書の部分公開)

**第7条** 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

(公文書の公開の請求方法)

**第8条** 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の公開の決定及び通知)

**第9条** 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定に基づき、公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開をしない旨の決定を含む。以下同じ。）をした場合で、公文書の公開をしない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公文書の公開の実施)

**第10条** 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該公文書の公開をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第7条の規定による公文書の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧させ、又は複写したものの写しを交付することができる。

(公文書の本人開示)

**第11条** 実施機関は、第6条第1号本文の情報が記録されている公文書のうち、個人の氏名等により当該情報を検索することができるものについて、当該情報に係る個人(以下「本人」という。)から請求があったときは、次のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、本人に対し、これを閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する情報(同条第1号に該当する情報にあっては、本人以外の者に係る者に限る。)
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報にあって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

- 2 前項の規定により公文書の本人開示を請求しようとする者は、本人であることを明らかにした上で、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 第7条、第9条及び前条の規定は、前2項の規定による公文書の本人開示について準用する。この場合において、第7条中「前条各号」とあるのは「第11条第1項各号」と第9条第1項及び第2項中「前条」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(自己情報に係る記載の訂正)

**第12条** 実施機関は、前条の規定により公文書の本人開示を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

- 2 前項の規定により公文書の訂正を請求しようとする者は、当該誤りを証する資料を添えて、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る公文書の件名
- (3) 誤りの箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 3 実施機関は、第1項の規定による請求に対する決定をしたときは、前項に規定する請求書を実施機関に提出した者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知

しなければならない。

(費用の負担)

**第13条** この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく公文書(公文書を複写したものを含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(救済手続)

**第14条** 市長又は実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定(公文書の本人の開示をしない旨の決定を含む。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、和歌山市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(和歌山市公文書公開審査会)

**第15条** 前条に規定する諮問に応じて審査するため、和歌山市公文書公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査のほか、公文書公開制度の運営に係る重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、市長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 審査会は、審査のための必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関の職員その他の関係人に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公文書の任意公開)

**第16条** 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。

(他の制度との調整)

**第17条** この条例の規定は、他の法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧、公文書の謄本、抄本等の交付又は公文書の訂正の手続が定められている場合については、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、この条例の規定は、図書館、博物館その他これらに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の検索資料の作成等)

**第18条** 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(情報の提供)

**第19条** 実施機関は、市民の市政への参加をより一層促進するため、必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

**第20条** 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

**第21条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

**附 則**

1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

2 この条例の規定は、次に掲げる公文書に適用する。

(1) 平成6年4月1日以降に決裁、供覧その他これらに準ずる手続を終了した公文書

(2) 平成6年4月1日前に決裁、供覧その他これらに準ずる手続を終了した公文書で保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの

**附 則** (平成7年3月14日)

この条例は、和歌山市行政手続条例(平成7年条例第3号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成7年8月1日)

## 資料③

## 湯浅町公文書の開示に関する条例

平成8年3月27日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、もって公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、及び公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

3 この条例において「公文書の開示」とは、実施機関が次章の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は、公文書の写しを交付することをいう。

## (解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、町民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

## (公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

## (公文書の開示の請求方法)

第6条 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の開示の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が当該請求に係る公文書の全部について公文書の開示をする旨であって、前条の請求書の提出があった日に公文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。

この場合において、実施機関は、延長の期間及び理由を書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に町以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該町以外のものの意見を聴くことができる。

(公文書の開示の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定（第10条の部分開示をする場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。）をしたときは、請求者に対して、速やかに当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第10条の規定により公文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(開示しないことができる公文書)

第9条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき町長その他の執行機関の権限に属する国の事務に関する情報であって、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人に生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
  - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の生活を保護するために、開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 町の機関と国、県、他の地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における要請、依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関（町長及び公営企業管理者を除く。）並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規定若しくは議決により開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの
- (7) 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (8) 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは

不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの  
(公文書の部分開示)

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公文書の開示の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

(費用負担)

第11条 第8条の規定により公文書(公文書を複製した物を含む。)の写しの交付を受けるとは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第12条 実施機関は、第7条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不相当であることを理由として却下するときを除き、湯浅町公文書開示審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(湯浅町公文書開示審査会)

第13条 前条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、湯浅町公文書開示審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会は、第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の制度との調整)

第14条 他の法令等の規定に基づき公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該公文書の閲覧又はその写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(適用除外)

第15条 この章の規定は、図書館その他の町の施設において町民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

2 第5条から第13条までの規定は、平成8年3月31日以前に決裁又は供覧等の手続が終了した公文書については、適用しない。

(公文書の任意開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるものから、前条第2項に規定する公文書で実施機関が定めるものについて公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のもので実施機関が定めるものから、実施機関が定める公文書について公文書の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第11条の規定は、前2項の規定による公文書(公文書を複写した物を含む。)の写しの交付について準用する。

### 第3章 情報提供の推進

(情報提供の推進)

第17条 実施機関は、町民が必要とする情報を的確に把握するとともに、町民が町政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

### 第4章 雑則

(公文書の検索資料の作成)

第18条 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第19条 町長は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

その条例は、平成8年7月1日から施行する。